

# 増える学習教材の苦情

## 生活 ハイロツト



県内では、資格取得などの教材に関する苦情相談が、昨年と比較

して増加傾向にありま  
す。契約する際は注意  
してください。

【事例1】20年前に  
資格取得講座の教材を  
購入したが、資格を取  
得できずに終わった。  
30万円の教材代の支払

いも終わっているのに  
突然、別の業者から「資  
格を取得していないの  
なら、新たに教材を送  
る」との電話があり、  
その教材代40万円を支  
払うよう請求された。

【事例2】数年前、  
経営に関する学習教材  
を購入し、代金は全額  
支払ったが、勉強をや  
めてしまった。業者か  
ら「この講座は生涯学  
習となっております、登録  
されているため続けな  
ければならない」との  
電話があったので、解  
約したい旨を申し出る

## 新たな契約強要も

と、解約料50万円を支  
払うよう言われた。  
【アドバイス】

▼過去に資格取得教  
材などの購入契約をし  
た人に、「契約は終わ  
っていない」「生涯教  
育である」などと言っ  
て、契約が継続してい  
るかのように説明し、  
新たな契約を強要する  
ケースがあります。こ  
のような場合、業者か  
らの不当な請求には応  
じず、新たな契約をし  
ないようによしまし  
う。

▼電話勧誘販売によ  
り、資格取得教材など  
の購入契約をした場合  
は、契約書面を受け取  
ってから8日以内であ  
ればクーリングオフが  
できます。  
▼このようなトラブ  
ルが生じたときは、で  
きるだけ早くアイネス  
(県消費生活センター)  
や近くの市町村の消費  
生活相談窓口にご相談  
ください。

▼悪質な業者は、迷  
惑を承知で勤務先に電  
話をかけてきます。あ  
いまいな返事をせず、  
活相談電話)

(県消費生活・男女  
共同参画プラザ)アイ  
ネス、☎097・53  
4・0999 消費生  
活相談電話)